

住宅改修に伴う固定資産税の減額制度について

問い合わせ 税務課資産税係☎内線3146、3147、3148

一定の要件を満たす改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の一部が減額されます。
次の改修工事終了後3カ月以内に、申告書に改修工事内容が確認できる書類などを添付して税務課資産税係に提出してください。

対象項目	減税を受けられる要件	減税額	提出書類
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> ◇昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ◇2020年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を施工したものであること ◇当該改修に要した費用が50万円を超えていること 	1戸当たり120㎡までを限度として、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の家屋に係る固定資産税の2分の1の額(平成29年4月1日以降に改修工事を行ったもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2の額)	<ul style="list-style-type: none"> ◇耐震改修に関する固定資産税減額申告書 ◇耐震改修に要した費用を証する書面(工事明細書および領収書の写し) ◇現行の耐震基準に対応した工事であることの証明書(建築士などが証明したもの) ◇当該改修の結果、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は認定通知書の写し
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> ◇新築された日から10年以上経過した住宅であること(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ※賃貸住宅は対象となりません ◇次のいずれかに該当する人が居住していること(申告時) <ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上の人(改修工事が完了した年の翌年の1月1日現在の年齢) ②要介護認定または要支援認定を受けている人③障がいのある人 ◇改修後の住宅の面積が50㎡以上280㎡以下であること ◇2020年3月31日までに、次のバリアフリー改修工事を施工したもの <ul style="list-style-type: none"> ①廊下の拡幅②階段勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化 ◇当該改修に要した費用の額が国または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを除いて50万円を超えていること 	1戸当たり100㎡までを限度として、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額	<ul style="list-style-type: none"> ◇バリアフリー改修に関する固定資産税減額申告書 ◇バリアフリー改修に要した費用を証する書面(工事明細書および領収書の写し) ◇改修工事箇所の図面および写真(改修前と改修後) ◇介護保険の被保険者証または障害者手帳など ◇国または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを受けている場合はその明細
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成20年1月1日以前に建築された住宅であること(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ※賃貸住宅は対象となりません ◇改修後の住宅の面積が50㎡以上280㎡以下であること ◇2020年3月31日までに、次の工事を施工し、改修した各部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること <ul style="list-style-type: none"> ①外気に接する窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など) ②①の工事で併せて行う、床、天井、または壁の断熱改修工事 ※①は必須 ◇当該改修に要した費用の額が、国または自治体からの補助金などを除いて50万円を超えていること 	1戸当たり120㎡までを限度として、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額(平成29年4月1日以降に改修工事を行ったもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2の額)	<ul style="list-style-type: none"> ◇省エネ改修に関する固定資産税減額申告書 ◇省エネ改修に要した費用を証する書面(工事明細書および領収書の写し) ◇熱損失防止改修工事証明書(建築士などが証明したもの) ◇国または自治体からの補助金などを受けている場合はその明細 ◇当該改修の結果、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は認定通知書の写し

※耐震改修に対する減額と、バリアフリー改修および省エネ改修に対する減額は、同時に適用を受けることはできません
※バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、併せて適用が受けられます
※バリアフリー改修と省エネ改修に対する減額は1戸につき一度のみの適用となります

除排雪関連事業の「3」案内

問い合わせ 建設課管理係☎内線4212・4213



除排雪活動協力助成金

除雪機などを使って地域の生活道路となっている公道などの自助・共助による除排雪活動に協力した機械所有者に対し、助成金を支給します。

支給額 除排雪活動1回当たり

3千円(1回の活動時間はおおむね2時間程度)

申請方法 除排雪活動協力助成

金支給申請書兼請求書を建設課管理係へ

支給条件 申請書兼請求書に除

排雪活動を行った地区の区長(下川田町と南郷地区は地区委員の確認が必要)です

支給日 月に1回、前月の20日までに申請のあったものを翌月支給

除雪機等購入費補助金

地域の生活道路となっている公道などの自助・共助による除雪作業に使用する除雪機等購入費用に対し、30万円を限度に10分の8を補助します。

補助対象者 ①町、区、班を単位とする団体②10戸以上が共同して除雪を行う団体③その他市長が適当と認める団体

補助条件 ①購入した除雪機などの維持管理と運転などに係る経費は、補助対象者の負担となります②購入した除雪機

などは、取得した日から10年が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、その他の処分はできません

申請期間 11月1日(木)～来年1月31日(木)

申請方法 補助金等交付申請書に必要書類を添付して、建設課管理係へ

消費生活の窓 ～18歳から「成年」に、契約当事者になる！～

成年年齢を18歳に引き下げることの内容とする「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行されます。施行日時点で、18歳以上20歳未満の人(平成14年4月2日から平成16年4月1日生まれ)は、その日に成年に達することになり、平成16年4月2日生まれ以降の人は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

☆成年に達すると、1人で契約をすることができます

親の同意がなくても1人で契約できるようになるということです。例えば、携帯電話の契約、1人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、車など高額な商品を購入した時にローンを組むといったとき、未成年者は親の同意が必要でした。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が1人でできるようになります。

☆契約には責任が生じます。よく検討し契約しましょう

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、「未成年者取消権」によって取り消しができることもあります。しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、これまで保護されていた18歳、19歳の人は、未成年者取消権を行使することができなくなります。そんな保護がなくなったばかりの若者を狙う悪質な事業者も見られます。

契約の必要性や金銭管理など、契約の責任に関しても知識を学び、社会で1人の大人として生きていく力を身に付けることが重要です。契約に対して責任を負うのは自分自身です。その契約が本当に必要かよく検討しましょう。

☆契約以外の変わること、変わらないことは？

- ▽女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女とも18歳以上になります
 - ▽飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は成年年齢が18歳に引き下げられても、これまでと変わらず20歳です。これらは、健康維持への懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされています
- ※その他の詳細は、政府広報オンラインをご確認ください



「住生活総合調査」 にご協力ください

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。住生活の安定・向上のための施策を推進する上で必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

対象 10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から抽出された世帯(全国で約12万世帯)

調査方法 調査の対象となる世帯には、11月下旬からポストエイングにより調査票を配布し、郵送・オンラインにより回収します

問い合わせ 平成30年住生活総合調査事務局☎0120(467)0600

市職員が 家屋調査を行います

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算定するために、市職員が家屋調査を行いますので、ご協力をお願いします。



家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合も調査を行いますので、ご連絡をお願いします。

問い合わせ 税務課資産税係☎内線3146・3147・3148へ